

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項、第二十四条第一項及び第三項、第二十四条の四の七第一項、第二十四条の五第一項及び第四項並びに第九十三條の二第五項の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令及び財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第九号の四ハ(2)中「この号において」を削り、同号ハ(2)(i)中「第四条第四項第二号」を

「第四条第六項第二号」に改め、同号ハ(2)(ii)中「第四条第八項第二号」を「第四条第十一項第二号」に改

め、同号ハ(2)iii)中「第四条第十二項第二号」を「第四条第十六項第二号」に改め、同号ハ(2)iv)中「第四条第十四項」を「第四条第十八項」に改め、同項第十九号中「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」に改める。

第二号様式記載上の注意(13) 1、(16) g 及び(22) g 中「すべて」を「全て」に改め、同記載上の注意(25) a 中「このa」を「a」に改め、同記載上の注意(25) a (c) 中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改め、同記載上の注意(25) a (j) 中「による」を「により掲記される」に改め、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同記載上の注意(25) a (k) 中「当期純利益金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額」に改め、「による」を「により掲記される」に改め、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同記載上の注意(25) b 中「あつては」を「あつては、」に改め、同記載上の注意(25) c 中「いう。」を「いう。」に改め、同記載上の注意(25) b 及び(25) c 中「による」を「により掲記される」に改め、同記載上の注意(30) a 中「このd」を「d」に改め、「提出会社が米国基準適用会社である場合」を「提出会社が初めて提出する有価証券届出書に指定国際会計基準に準拠して作成した連結財務諸表を記載する場合又は米国基準適用会社である場合」に改め

・ 回記簿上の注釈⁽⁶⁹⁾ a 中「記載されていない場合」の次に「(この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。)」を挿入、「最近2連結会計年度連結財務諸表」を「最近2連結会計年度連結財務諸表」に改め、回記簿上の注釈⁽⁶⁹⁾ c 中「四半期純利益金額又は四半期純損失金額」を「親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額」に改め、回記簿上の注釈⁽⁶⁹⁾ c f 中「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改め、回記簿上の注釈⁽⁶⁹⁾ d 中「このd」を「d」に改め、回記簿上の注意⁽⁶⁷⁾ a 中「このa」を「a」に、「最近2事業年度財務諸表」を「最近2事業年度財務諸表」に改め、回記簿上の注意⁽⁶⁷⁾ b 中「財務諸表は、(67) (b) を「財務諸表は、(67) (a) ただし書及びb」に改める。

第二号の四様式第二部第1の1中「蘇苺」の次に「(11)」を加え、同様式第二部第5の1(1)①中「(10-2)」を「(12)」に改め、同様式第二部第5の1(1)②中「及び包括利益計算書」の次に「(13)」を加え、同様式第二部第5の1(1)③中「滯留株出資本等変動計算書」の次に「(14)」を加え、同様式第二部第5の1(1)④中「滯留キャッシュ・フロー計算書」の次に「(15)」を加え、同様式第二部

第5の1(2)中「(10-3)」を「(16)」に改め、同様式第一部第5の2(1)①中「(10-4)」を「(17)」に改め、同様式第二部第5の2(1)②中「【~~損計算書~~】」の次に「(18)」を加え、同様式第二部第5の2(1)③中「【~~株主資本等変動計算書~~】」の次に「(19)」を加え、同様式第二部第5の2(1)④中「キャッシュ・フロー計算書」の次に「(20)」を加え、同様式第二部第5の2(3)中「(10-5)」を「(21)」に改め、同様式第三部第1中「【~~親会社及び~~】」を削り、「【~~財務諸表~~】」の次に「(22)」を加える。

第二号の四様式第四部中「(11)」を「(23)」に改め、同様式第四部第1中「(12)」を「(24)」に改め、同様式第四部第2中「(13)」を「(25)」に改め、同様式第四部第3中「(14)」を「(26)」に改め、同様式記載上の注意中(14)を(26)とし、同記載上の注意(13)c(a)及び(b)中「(12)」を「(24)」に改め、同記載上の注意中(13)を(25)とし、(12)を(24)とし、(11)を(23)とし、(10-5)の次に次のように加える。

(22) 連動子会社の最近の財務諸表

連動子会社について、最近2事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度)の貸借対照表、損益計算書(製造原価明細書及び売上原価明細書を除く。)、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書を第二部の記載に準じて記載すること。

なお、キャッシュ・フロー計算書については記載を省略することができる。

貸借対照表の注釈(10-5)「(10-3)のb」や「(16)のb」に「(10-4)ただし書」や「(17)ただし書」がある。貸借対照表の注釈(10-5)を(21)と見ると、(10-4)の注釈のものが分かる。

(18) 損益計算書

- a 最近事業年度の損益計算書（(17)により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の損益計算書）を掲げること。

ただし、(17)ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間の四半期損益計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。以下(18)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を作成した場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期会計期間の四半期損益計算書も併せて掲げること。

また、(17)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間損益計算書（中間財務諸表等

規則第3条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

- b 最近2事業年度の製造原価又は売上原価について、製造原価明細書又は売上原価明細書を掲げて比較すること。

なお、原価の構成比を示し、かつ、会社の採用している原価計算の方法を説明すること。

ただし、連結財務諸表において、連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報を注記している場合にあつては、製造原価明細書を掲げることがを要しない。

(19) 株主資本等変動計算書

最近事業年度の株主資本等変動計算書（(17)により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度の株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(17)ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間株主資本等変動計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(20) キャッシュ・フロー計算書

連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度のキャッシュ・フロー計算書（（17）により最近2事業年度に係る貸借対照表を記載する場合は、最近2事業年度のキャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、（17）ただし書に規定する四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（当四半期会計期間が第2四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第2四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であつて、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）の四半期キャッシュ・フロー計算書（四半期財務諸表等規則第4条の3に規定する比較情報を除く。）を、また、（17）ただし書に規定する中間貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間貸借対照表に係る事業年度の中間キャッシュ・フロー計算書（中間財務諸表等規則第3条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

（10-4）母「除く。」について」や「除く。（18）から（20）までにおいて同じ。）」について」は、「（10-5）」や「（21）」は、「この（10-4）」や「（17）」は「（10-4）」

注文中⁽¹⁰⁻⁴⁾を⁽¹⁷⁾とし、回記載上の注文中⁽¹⁰⁻³⁾b 中「(10-2) ただし書」を「(12) ただし書」と改め、回記載上の注文中⁽¹⁰⁻³⁾c 中「四半期純利益金額又は四半期純損失金額」を「親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額」と改め、回記載上の注文中⁽¹⁰⁻³⁾c 中^(f)「当期純利益金額又は当期純損失金額」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」に改め、回記載上の注文中⁽¹⁰⁻³⁾d 中「この d」を「d」と改め、回記載上の注文中⁽¹⁰⁻³⁾を⁽¹⁶⁾とし、⁽¹⁰⁻²⁾の次に次のように加える。

(13) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書（(12)により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあつては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(12) ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。以下(13)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより、当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(12) ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規

定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

(14) 連結株主資本等変動計算書

最近連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（(12)により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書）を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結株主資本等変動計算書（中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書

最近連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書（(12)により最近2連結会計年度に係る連結貸借対照表を記載する場合は、最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書）を掲げること。

ただし、(12)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に該当しないときは、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が

第2 四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であつて、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。) の四半期連結キャッシュ・フロー計算書(四半期連結財務諸表規則第5条の3に規定する比較情報を除く。)を、また、(12)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合(特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。)には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結キャッシュ・フロー計算書(中間連結財務諸表規則第4条の2に規定する比較情報を除く。)を併せて掲げること。

第11条の四半期連結貸借対照表の注(10-2)中「記載されていない場合」の次に「(この届出書に添付された監査報告書に監査証明府令第4条第2項の規定による記載がある場合を除く。)」を挿入し、「この(10-2)」を「(12)」とし、「(10-3)のb」を「(16)のb」と改め、四半期連結貸借対照表の注(10-2)を(12)とし、(10)の次に次のように定める。

(11) 主要な経営指標等の推移

a 最近2連結会計年度(会社設立後2連結会計年度を経過していない場合には、最近連結会計年度)

に係る次に掲げる主要な経営指標等(以下aにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。)

の推移について記載すること。

なお、特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意（18）のhにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について第二号様式記載上の注意（30）のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。

- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

- (d) 包括利益金額
- (e) 純資産額
- (f) 総資産額
- (g) 1株当たり純資産額（連結財務諸表規則第44条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
- (h) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
- (i) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（連結財務諸表規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
- (j) 自己資本比率（純資産額から連結財務諸表規則第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
- (k) 自己資本利益率（親会社株主に帰属する当期純利益金額を純資産額から連結財務諸表規則第

43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財務諸表規則第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額で除した割合をいう。)

(1) 株価収益率(連結決算日における株価(当該株価がない場合には連結決算日前直近の日における株価)を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)

(m) 営業活動によるキャッシュ・フロー

(n) 投資活動によるキャッシュ・フロー

(o) 財務活動によるキャッシュ・フロー

(p) 現金及び現金同等物の期末残高

(q) 従業員数

b 提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度。以下bにおいて同じ。)(会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで)に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、最近2事業年度(6箇月を1事業年度とする会社に

あつては、4事業年度)以外のものについては、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載することができることとし、(q)から(t)までに掲げるものは、キャッシュ・フロー計算書を作成していない事業年度については記載を要しない。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨及び法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けていない旨を欄外に注記すること。

- (a) 売上高
- (b) 経常利益金額又は経常損失金額
- (c) 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (d) 持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失の金額(財務諸表等規則第8条の9の規定により注記しなければならない投資利益又は投資損失の金額をいう。)(連結財務諸表を作成している場合を除く。)
- (e) 資本金
- (f) 発行済株式総数

- (g) 純資産額
- (h) 総資産額
- (i) 1株当たり純資産額（財務諸表等規則第68条の4第1項の規定により注記しなければならない1株当たり純資産額をいう。）
- (j) 1株当たり配当額（会社法第453条の規定に基づき支払われた剰余金の配当（同法第454条第5項に規定する中間配当の金額を含む。）をいう。以下同じ。）
- (k) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額（財務諸表等規則第95条の5の2第1項の規定により注記しなければならない1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）
- (l) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（財務諸表等規則第95条の5の3第1項に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額をいう。）
- (m) 自己資本比率（純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により掲記される新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
- (n) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から財務諸表等規則第68条第1項の規定により

掲記される新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。)

- (o) 株価収益率 (貸借対照表日における株価 (当該株価がない場合には、貸借対照表日前直近の日における株価) を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)
- (p) 配当性向 (1株当たり配当額を1株当たり当期純利益金額で除した割合をいう。)
- (q) 営業活動によるキャッシュ・フロー (連結財務諸表を作成している場合を除く。)
- (r) 投資活動によるキャッシュ・フロー (連結財務諸表を作成している場合を除く。)
- (s) 財務活動によるキャッシュ・フロー (連結財務諸表を作成している場合を除く。)
- (t) 現金及び現金同等物の期末残高 (連結財務諸表を作成している場合を除く。)
- (u) 従業員数

c 「5 従業員の状況」において、連結会社及び提出会社における臨時従業員の平均雇用人員を記載している場合には、aの(q)及びbの(u)に掲げる従業員数の記載に併せて、臨時従業員の平均雇用人員を外書きとして記載すること。

また、bの(j)に掲げる1株当たり配当額の記載に併せて、1株当たり中間配当額を内書きとし

て記載すること。

- d aの(1)及びbの(o)に掲げる株価収益率については、1株当たり当期純利益金額に代えて、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額により計算することができる。ただし、その場合にはその旨を付記すること。

第十一号の四様式記載上の注意(4)ロ中「(平成18年法務省令第13号)」を訂正。

第十一号様式記載上の注意(5)を次のように改める。

(5) 主要な経営指標等の推移

- a 第二号様式記載上の注意(25)に準じて記載すること。
- b 第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する連結会計年度末から2連結会計年度を経過していない場合には、同様式「第二部 企業情報」の「第1 企業の概況」の「1 主要な経営指標等の推移」に掲げた最も古い連結会計年度から最近連結会計年度までに係る主要な経営指標等の推移について記載すること。
- c 第二号の四様式による有価証券届出書の提出日後最初に到来する事業年度末から2事業年度(6箇

月を1事業年度とする会社にあつては、4事業年度)を経過していない場合には、提出会社の最近5事業年度(6箇月を1事業年度とする会社にあつては、10事業年度。以下cにおいて同じ。)(会社設立後5事業年度を経過していない場合には、会社設立後最初の事業年度から最近事業年度まで)に係る主要な経営指標等の推移について記載すること。ただし、最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移のうち、bに規定する最も古い連結会計年度と同一の事業年度前に係るものについては、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載することができる。なお、会社計算規則の規定に基づき算出した各数値を記載する場合には、その旨を欄外に注記すること。

第四号様式第一節第一の一中「推移」の次に「(1)」を加え、同様式第一節第四の一(7)中「(1)」を「(2)」に改め、同様式第一節第五の一(1)①中「連結貸借対照表」の次に「(3)」を加え、同様式第一節第五の一(1)②中「及び包括利益計算書」の次に「(4)」を加え、同様式第一節第五の一(1)③中「連結株主資本等変動計算書」の次に「(5)」を加え、同様式第一節第五の一(1)④中「連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「(6)」を加え、同様式第一節第五の二(1)①中「貸借対照表」の次に「(7)」を加え、同様式第一節第五の二(1)②中「損益計算書」の次に「(8)」を加え、同様式第一

第一部第5の2①③中「株主資本等変動計算書」の次に「(9)」を加え、同様式第一部第5の2①④中「キャッシュ・フロー計算書」の次に「(10)」を加え、同様式第一部第7中「(2)」を「(11)」に改め、同様式記載上の注釈を次のように改める。

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第三号様式に準じて記載すること。

- (1) 第二号の四様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。
- (2) 「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況」の「(7) 議決権の状況」については、当
事業年度末現在及び有価証券報告書提出日の最近日現在について記載すること。
- (3) 第二号の四様式記載上の注意(12)に準じて記載すること。
- (4) 第二号の四様式記載上の注意(13)に準じて記載すること。
- (5) 第二号の四様式記載上の注意(14)に準じて記載すること。
- (6) 第二号の四様式記載上の注意(15)に準じて記載すること。
- (7) 第二号の四様式記載上の注意(17)に準じて記載すること。

- (8) 第二号の四様式記載上の注意(18)に準じて記載すること。
- (9) 第二号の四様式記載上の注意(19)に準じて記載すること。
- (10) 第二号の四様式記載上の注意(20)に準じて記載すること。
- (11) 「第7 株式公開情報」については、第二号の四様式第四部に準じて記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(5) a (c)及び(d)を次のように改める。

(c) 親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額

(d) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

第四号の三様式記載上の注意(5) a (d)中「による」を「により掲記される」とし、「少数株主持分」を「非支配株主持分」と改め、同記載上の注意(5) c (d)中「による」を「により掲記される」と改める。

第五号様式記載上の注意(5) a (c)及び(d)を次のように改める。

(c) 親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額

(d) 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額

第五号様式記載上の注意(5) a (d)中「による」を「により掲記される」とし、「少数株主持分」を「非支配

「(5) b」に改め、同記載上の注意(5) b (e)中「いう。ただし、」を「いう。」(「に改め、同記載上の注意(5) b (p)中「による」を「による」と改める。

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第二条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和三十二年大蔵省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号ニ及び第三号ニ中「すべて」を「全て」に改め、同条第二十項中「第十八項」を「第十九項」に、「第五項第一号及び第二号」を「第六項第一号及び第二号」に、「第十五項各号」を「第十六項各号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第五項第一号及び第二号」を「第六項第一号及び第二号」に、「第十項第一号及び第二号」を「第十一項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「(連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この項及び第二十項において同じ。)」を削り、「第五項第一号及び第二号」を「第六項第一号及び第二号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第十七項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、同条第十五項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第十六項とし、同条中第六項から第十

四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券の発行者が初めて提出する届出書又は有価証券報告書に含まれる指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この条において同じ。）に準拠して作成した連結財務諸表又は米国式連結財務諸表（連結財務諸表規則第九十五条に規定する米国式連結財務諸表をいう。）の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書に、比較情報（連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報に相当するものをいう。）に関する事項を記載する場合には、前項第一号に定める事項に、当該連結財務諸表又は米国式連結財務諸表に係る連結会計年度の前連結会計年度に関する事項を含めて記載するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下「新開示府令」という。）

第十九条第二項第十九号の規定は、最近五連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に係るものについて適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 新開示府令第二号様式記載上の注意(25) a (c)、(j)及び(k)並びに(66) c (c)及び(f)の規定は、有価証券届出書（新開示府令第一条第十四号に規定する有価証券届出書をいう。以下この項及び次項において同じ。）に記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が平成二十七年四月一日以後に開始するものについて適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表を記載すべき有価証券届出書については、なお従前の例による。

3 有価証券届出書に記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が平成二十七年四月一日前に開始する連結会計年度に係るものである場合における新開示府令第二号の四様式記載上の注意(11) a (c)、(j)及び(k)並び

に(16) c)及び(f)の規定の適用については、同記載上の注意(11) a) c)、及び(16) c) f)中「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額」とあるのは「当期純利益金額又は当期純損失金額」と、同記載上の注意(11) a) j)及び(k)中「非支配株主持分」とあるのは「少数株主持分」と、同記載上の注意(16) c)中「親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額」とあるのは「四半期純利益金額又は四半期純損失金額」とする。

4 新開示府令第二号様式記載上の注意(25) a) c)、j)及び(k)並びに(66) c) c)及び(f) (新開示府令第三号様式(新開示府令第四号様式)において準じて記載することとされている場合を含む。)において準じて記載することとされている場合に限る。)の規定は、有価証券報告書(新開示府令第一条第十八号に規定する有価証券報告書をいう。以下この項において同じ。)に記載すべき最近連結会計年度の連結財務諸表が平成二十七年四月一日以後に開始するものについて適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る有価証券報告書については、なお従前の例による。

5 新開示府令第四号の三様式記載上の注意(5) a) c)、(d)及び(m)の規定は、四半期報告書(新開示府令第一条第十八号の五に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。)に記載すべき最近連結会計年

度の四半期連結財務諸表が平成二十七年四月一日以後に開始するものについて適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

6 新開示府令第五号様式記載上の注意(5) a (c)、(d)及び(n)の規定は、半期報告書(新開示府令第一条第十九号に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。)に記載すべき最近連結会計年度の中間連結財務諸表が平成二十七年四月一日以後に開始するものについて適用し、同日前に開始する連結会計年度に係る半期報告書については、なお従前の例による。